

「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度
(=『安心R住宅(仮称)』)(案)に対する意見の募集について

平成29年3月29日
国土交通省
住宅局住宅政策課
土地・建設産業局不動産課

国土交通省では、既存住宅流通市場の活性化を図るため、不安・汚い・わからないといった従来の既存住宅のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進を図るための制度の枠組みについて、有識者による検討会を設置して議論をまいりました。先日、同検討会のとりまとめがなされ、これをもとに、消費者が安心して購入するための基礎的な要件を備えた既存住宅を提供するための仕組みとして、「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)(案)*を策定いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から本案に対する御意見を伺うため、以下の要領で意見募集を行います。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

※本制度は国土交通省の告示による制度として運用する予定であるが、制度名称については、わかりやすく意見募集を行うためのものであり、告示時の制度名称については別途規定することとする。

《意見募集要領》

■意見募集対象

「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度
(=『安心R住宅(仮称)』)(案)について

■意見募集期間

平成29年3月29日(水)～平成29年4月28日(金)(必着)

■意見送付方法

別紙の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 電子メールの場合

メールアドレス: hqt-juusei@ml.mlit.go.jp

※電子メールの件名を「「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(案)に対する意見」とし、送付はテキスト形式としてください。

(3)FAX の場合

FAX 番号:03-5253-1627

「国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当」宛

※FAX 文面において、「「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(案)に対する意見」と明記してください。

(4)郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

「国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当」宛

※封筒の表に「「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(案)に対する意見」と明記してください。

■注意事項

- ① ご意見は日本語でご提出ください。
- ② 提出されたご意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知置きください。
※ ただし、ご意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ③ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ 皆さまからいただいたご意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予めご了承ください。
- ⑤ 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容については無効といたします。
- ⑥ 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

■参考

流通促進に寄与する既存住宅の情報提供制度検討会については、以下のURLをご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000035.html

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅政策課

(代表)03-5253-8111 (内線 39217、39235)

「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する
事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)(案)について

I 目的

不安・汚い・わからないといった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、消費者が安心して購入するための基礎的な要件を備えた、「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)^{※1}の創設を通じて、既存住宅流通市場の活性化を図る。

II 『安心R住宅(仮称)』の対象となる住宅の要件

1. 「不安」の払拭

(1)耐震性を有すること。^{※2}

(2)建物状況調査(インスペクション)を実施し、構造上の不具合及び雨漏りが認められず^{※3}、購入予定者の求めに応じて既存住宅売買瑕疵保険を付保できる用意がなされているものであること^{※4}。

2. 「汚い」イメージの払拭

(1)事業者団体毎にリフォームの基準を定め、基準に合致したリフォームを実施し、従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されていること^{※5}。

リフォームを実施していない場合は、参考価格を含むリフォームプランの情報を付すこと。

(2)外装、主たる内装、水廻り^{※6}の現況の写真等を情報提供すること。

※1. 本制度は国土交通省の告示による制度として運用する予定であるが、制度名称については、わかりやすく意見募集を行うためのものであり、告示時の制度名称については別途規定することとする。

※2. 下記のいずれかを満たす住宅

(a)昭和56年6月1日以降に着工したもの

(b)昭和56年5月31日以前に着工したもので、耐震診断や耐震改修を実施し、広告時点において耐震性が確認されているもの

※3. ・建物状況調査(インスペクション)の結果、構造上の不具合あるいは雨漏りが認められた場合で、広告時点において当該箇所が完了しているものを含む

・既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合していることにより代替可

※4. 広告時点において、既存住宅売買瑕疵保険の申し込みが受理されている場合はその旨を情報提供すること

※5. ・部位に応じて原則的な取替時期等の数値基準や、チェック項目等を参考までに提供することを検討

・建築後極めて短いものなどはリフォーム不要

※6. キッチン、浴室、洗面所、トイレ

3. 「わからない」イメージの払拭

下記について情報収集を行い、広告時点において情報の有無等を開示のうえ、購入検討者の求めに応じて詳細情報の開示を行うこと。

【「有」「無」「不明」の開示が必要な項目】

[1] 新築時の情報

- ・ 適法性に関する情報(確認済証、検査済証等)
- ・ 認定等に関する情報(長期優良住宅、低炭素住宅、フラット35等)
- ・ 住宅性能評価に関する情報(設計住宅性能評価、建設住宅性能評価)
- ・ 設計図書に関する情報

[2] 過去の維持管理の履歴に関する情報 <戸建て住宅・共同住宅専有部分>

- ・ 維持管理計画に関する情報
- ・ 点検・診断の履歴に関する情報(給排水管・設備の検査、定期保守点検等)
- ・ 防蟻に関する情報(シロアリ検査、防蟻処理) <戸建て住宅のみ>
- ・ 修繕に関する情報
- ・ リフォーム・改修に関する情報

[3] 保険・保証に関する情報

- ・ 構造上の不具合及び雨漏りに関する保険・保証の情報(既存住宅売買瑕疵保険・自社保証)
- ・ その他保険・保証の情報(給排水管・設備・リフォーム工事に関するもの、シロアリに関するもの<戸建て住宅のみ>等)

[4] 省エネに関する情報

- ・ 断熱性能に関する情報
- ・ 開口部(窓)の断熱に関する情報(複層ガラス、二重以上のサッシ等)
- ・ その他省エネ設備に関する情報(高効率給湯機、太陽熱利用システム等)

[5] 共同住宅の共用部分の管理に関する情報

- ・ 管理規約に関する情報
- ・ 修繕積立金の積み立て状況に関する情報
- ・ 大規模修繕計画に関する情報
- ・ 修繕履歴に関する情報

【その他】

- ・ 団体毎に任意で実施するその他流通支援の取り組み等の情報

Ⅲ 『安心R住宅(仮称)』の対象となる住宅を提供する事業者団体

1. 団体の要件

団体において、事業に取り組み、会員の管理が適切になされるよう、一般社団法人等^{※7}とする。

2. 団体の業務

登録を受ける団体は、構成員の状況について把握するとともに、以下に掲げる業務を行うものとする。

(1) リフォームの基準の設定

従来の既存住宅の「汚い」イメージの払拭に資するリフォームの基準を定める。

(2) 事業者が守るべきルールの設定

商標の使用に関して事業者が守るべきルールを定める。

(3) 事業者の審査、指導、監督

商標の使用を希望する事業者に対して審査・許可し、指導、監督^{※8}を行う。

(4) 相談業務

購入検討者等が相談できる窓口を設置し、本制度に係る相談業務を行う。

(5) 運営状況等の報告

商標付与の実績等の制度の運営状況及びその評価等について、定期的に国へ報告する。

※7. 一般社団法人以外としては、中小企業等協同組合等が考えられる。

※8. 構成する事業者への研修等も含む

IV 国の取り組み

国は、以下に掲げる取り組みを行うものとする。

1. 『安心R住宅(仮称)』の対象となる住宅に付与する商標及び住宅の要件を定める。その上で商標の使用を希望する事業者の団体を審査・登録し、商標の使用を許可する。
2. 団体登録の更新、指導・助言・勧告、登録抹消等の管理を行う。
3. 事業者団体からの運営状況等の報告等に基づき定期的に見直し(引き上げ)を行う。